

唐津市七山地区「歯科診療所」運営者の募集要領

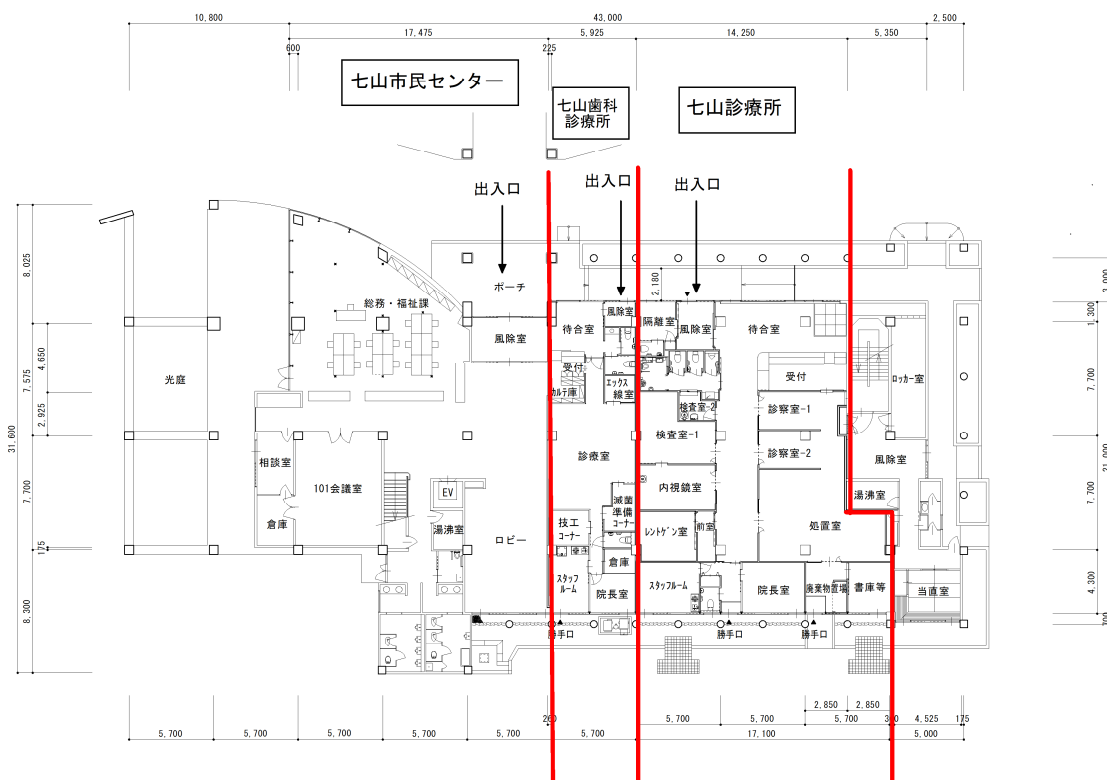
唐津市七山市民センター「歯科診療所」を運営していただける方を募集します。希望される方（法人事業者を含む。）は、募集要領をご覧ください、現地をご確認のうえ応募してください。

1. 位置

唐津市七山滝川字祈禱地1254番 七山市民センター庁舎の一部

2. 診療施設の建物の構造、面積

鉄筋コンクリート造3階建 1階部分の一部 面積 124.83㎡



3. 選考方法

提出書類の書面審査を経て、面接による選考を行います。

面接日時等は、応募者へ地域医療課より連絡します。

4. 行政財産（目的外）使用料

賃料 応募者との協議により決定します。

（参考） 年額 863,429円（行政財産の評価額により算出）

5. 契約の方法

診療所施設の貸し借りに対する契約の方法としては、年度ごとに行政財産の目的外使用申請に対する使用許可の方法により行います。

6. 備え付け医療機器等

歯科診療行為に必要な歯科診療用ユニットをはじめとする21品目の医療器材を備えています。詳しくは、備え付け医療機器一覧をご参照ください。

なお、物品の現存価格（令和8年5月現在）は、2,396,119円相当です。

また、備品以外の電子カルテシステム、医薬品など診療に係るものは、すべて使用者による自己負担となります。

(1) 貸付料 無償

(2) 保守点検 保守点検については、使用者による点検を実施し、適正な状態で使用してください。

(3) 修繕等 消耗部品の交換及び軽微な修繕は使用者が負担してください。

(4) 機器更新 原則として、機器の更新は使用者負担とします。

(5) その他備品 医療器材以外として、事務机、ソファ、棚など、診療事務に必要な備品一式についても無償貸与します。

【備え付け医療機器一覧】

No.	備 品 名	購入年月日	個数	取得価格	理論価格 (R8.5.1)						時点)	
					耐用年数	経過年月		定 額 法		定 率 法		
						年	月	償却率	簿 価	償却率	簿 価	
1	歯科診療用ユニット	H27.7.31	1	3,002,400	7	10	10	0.143	1	0.357	25,482	
2	歯科X線診断装置	H29.11.8	1	7,083,180	6	8	6	0.167	1	0.417	74,822	
3	歯科用移動診療ユニット	H29.12.14	1	1,939,680	7	8	5	0.143	1	0.357	48,248	
4	高压蒸気滅菌器	R1.7.30	1	636,120	4	6	10	0.250	1	0.625	848	
5	ハンドピース用小型滅菌器	R1.7.30	1	262,440	4	6	10	0.250	1	0.625	350	
6	オートクレーブ用脱塩水生成器	R1.7.30	1	55,728	6	6	10	0.167	1	0.417	1,428	
7	ハンドピース自動注油器	R1.7.30	1	140,940	5	6	10	0.200	1	0.500	1,285	
8	歯科用キャビネット	R2.3.9	1	5,604,357	8	6	2	0.125	1,284,332	0.313	558,468	
9	歯科用吸引装置ポンプ (バキューム)	R2.2.27	1	923,560	7	6	3	0.143	98,129	0.357	59,448	
10	歯科用吸引装置ポンプ (コンプレッサ)	R2.2.27	1	1,003,013	7	6	3	0.143	106,571	0.357	64,562	
11	歯科技工室用キャビネット	R2.2.27	1	2,094,719	8	6	3	0.125	458,220	0.313	202,993	
12	診療ユニット画像用パソコン	R2.3.2	2	847,000	5	6	2	0.200	1	0.500	12,132	
13	器具除染用洗浄器	R2.3.2	1	3,417,018	6	6	2	0.167	1	0.417	124,847	
14	超音波スケーラー	H31.4.18	1	84,760	4	4	11	0.250	1	0.625	716	
15	歯科重合用光照射器	H30.8.21	1	89,500	8	4	11	0.125	34,495	0.313	14,217	
16	根管長測定機能付モーター	R1.7.31	1	84,500	5	4	11	0.200	1,409	0.500	2,861	
17	空気浄化装置	R2.10.24	1	135,000	10	4	11	0.100	68,625	0.250	32,927	
18	診療台	H28.1.1	1	761,179	3	4	11	0.334	1	0.833	140	
19	診療台	R1.9.1	1	1,924,499	6	4	11	0.167	344,325	0.417	137,343	
20	口腔外バキューム	H30.3.1	1	101,112	4	4	11	0.250	1	0.625	854	
21	看板	R2.5.1	1	186,450	2	4	11	0.500	1	1.000	1	
				30,377,155					2,396,119		1,363,972	

7. 応募にあたっての条件等

歯科診療所に応募される方は、次の条件にて令和9年4月以降から歯科診療所の開業による運営が可能な方とします。ただし、応募者の意向に応じて、診療所の開業時期を早めることも可能です。

週の診療日数等については、応募者との協議により決定します。

また、市の歯科事業に対する協力をお願いすることがあります。

8. 応募資格

この募集に応募できる者は、次のいずれかに該当する者を除く歯科医師免許を有する者又は歯科医院を運営する法人事業者であって、本物件において継続的に事業を営むことができる者としてします。ただし、法人での申し込みの場合、法人登記事項証明書に記載される個人は、当該法人と同一とみなし、重複して申し込みをすることができません。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者
- (2) 唐津市暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）

暴力団関係者とは、次の者を指します。

- ① 暴力団員が経営に事実上参加している事業者
- ② 暴力団員の親族等が代表取締役を務めているが実質的には当該暴力団員がその経営を支配している事業者
- ③ 暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用している者
- ④ 暴力団員であることを知りながらその者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑤ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑥ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

- (3) 市税等の滞納がある者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条第2項に掲げる処分を受けている団体若しくは過去に受けたことがある団体及びこれらの団体に所属している者

9. 応募方法

応募を希望する方は、募集申込書に必要事項を記入のうえ、次の書類を添付して地域医療課へ郵送又は持参にて提出してください。

また、添付書類は、募集申込書の提出日を基準として3か月以内に発行された原本とし、提出書類に不備がある場合は受け付けできません。なお、提出書類は返却しません。

(1) 提出物

①募集申込書【別紙様式】

②添付書類

ア 歯科医師免許証の写し

イ 個人の場合は住民票の写し（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）、法人の場合は登記事項証明書（全部事項証明書）

ウ 住所地の市税に係る徴収金（本税、延滞金等）に滞納がない旨の証明書

エ 個人の場合は令和7年度所得証明書、法人の場合は令和7年決算書

オ 法人の場合は、役員名簿

申込者以外の方が募集申込書を提出する場合は、委任状が必要です。

(2) 受付(郵送)場所

住所：〒847-0861

佐賀県唐津市二夕子1丁目5番1号

健康サポートセンサー（さんて）2階

健康づくり部地域医療室地域医療課

(3) 受付期間

令和8年5月22日（金曜日）から令和8年10月30日（金曜日）まで
（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は、消印有効

10. 施設見学

施設の現地見学を希望される場合は、随時対応しますので、希望日の1週間前までに地域医療課に電話又はメールで申し込みください。

11. 質問の受付

この募集にあたって質問がある場合は、受付期間内であれば随時対応しますので、地域医療課へメール又は電話にて問い合わせください。

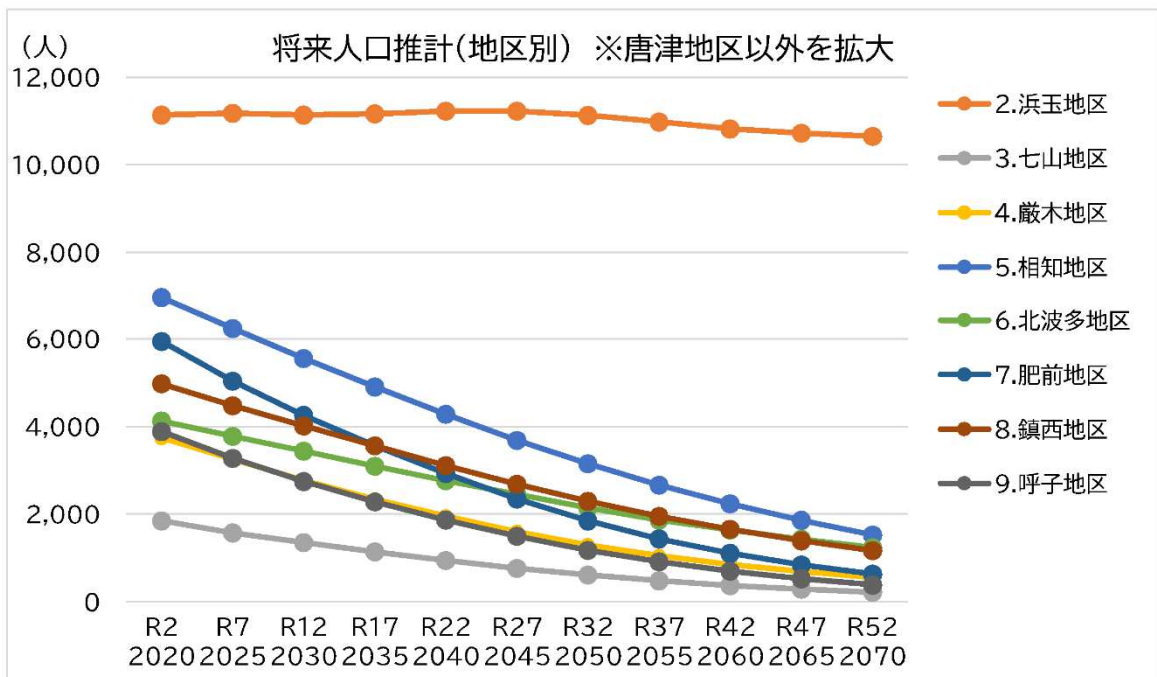
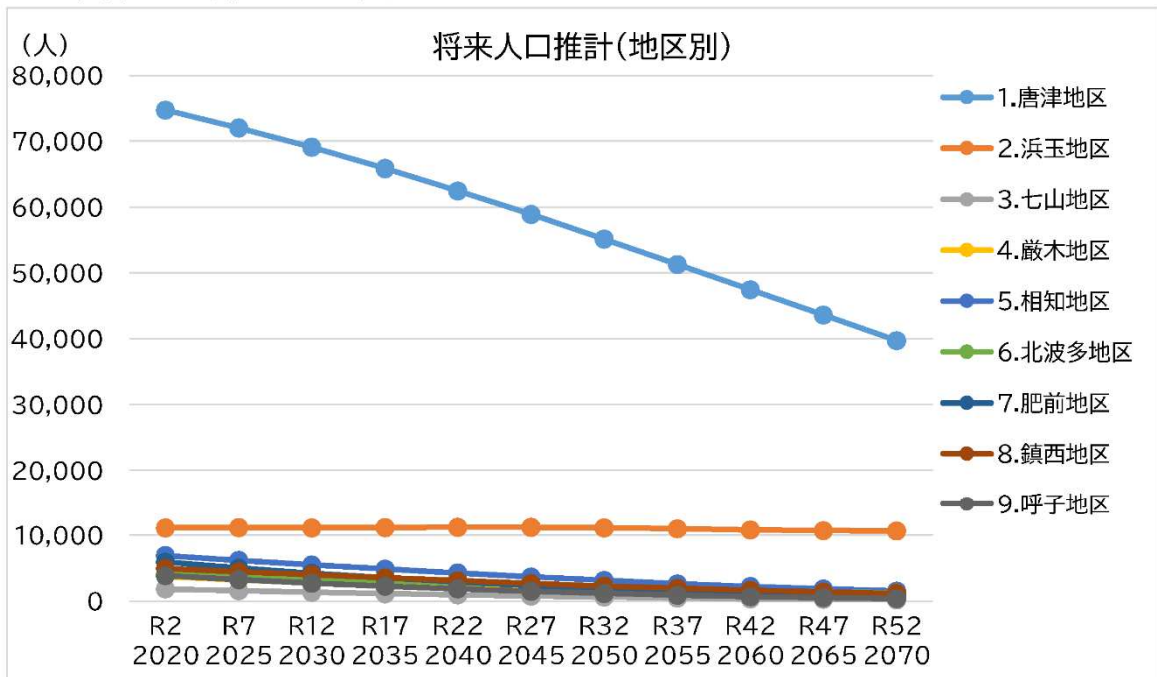
12. 問い合わせ先

健康づくり部地域医療室地域医療課

電話番号：0955-53-7053

E-mail：iryoud@city.karatsu.lg.jp

【参考資料】唐津市論点データ集より引用



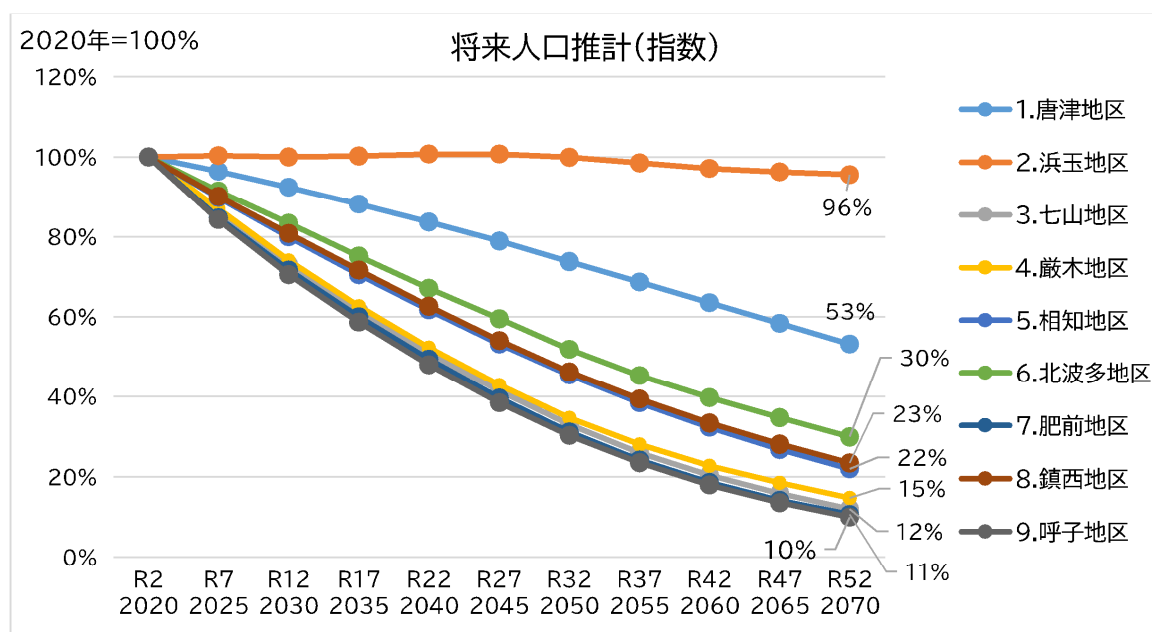
※2020年(R2)は国勢調査、2025年(R7)以降は2020年(R2)までの国勢調査人口に基づく市による推計。

実績値← →推計値

(単位:人)

地区	R2 2020	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040	R27 2045
1.唐津地区	74,749	72,040	69,120	65,925	62,531	58,938
2.浜玉地区	11,140	11,179	11,137	11,168	11,226	11,223
3.七山地区	1,851	1,573	1,352	1,137	939	765
4.巖木地区	3,745	3,256	2,774	2,345	1,959	1,604
5.相知地区	6,948	6,242	5,554	4,904	4,287	3,693
6.北波多地区	4,130	3,778	3,443	3,103	2,771	2,455
7.肥前地区	5,943	5,037	4,262	3,566	2,933	2,352
8.鎮西地区	4,974	4,482	4,021	3,564	3,113	2,688
9.呼子地区	3,893	3,280	2,748	2,284	1,867	1,495
合計	117,373	110,867	104,412	97,997	91,626	85,213

地区	R32 2050	R37 2055	R42 2060	R47 2065	R52 2070
1.唐津地区	55,163	51,321	47,480	43,630	39,745
2.浜玉地区	11,132	10,976	10,822	10,724	10,649
3.七山地区	610	481	379	294	222
4.巖木地区	1,296	1,049	852	691	553
5.相知地区	3,154	2,669	2,240	1,861	1,527
6.北波多地区	2,141	1,870	1,639	1,431	1,235
7.肥前地区	1,849	1,435	1,104	842	631
8.鎮西地区	2,296	1,954	1,657	1,397	1,165
9.呼子地区	1,177	915	701	528	387
合計	78,816	72,670	66,873	61,398	56,115



※2020年(R2)は国勢調査、2025年(R7)以降は2020年(R2)までの国勢調査人口に基づく市による推計。